



島根県報

令和5年9月15日（金）

第 4 4 8 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

農地を利用する権利の設定に関する裁定（2件）	（農業経営課）	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定（3件）	（砂防課）	3
都市計画変更の図書の縦覧	（都市計画課）	4

【公 告】

公共測量の実施（2件）	（技術管理課）	4
公共測量の実施の変更	（ 〃 ）	5
公共測量の終了	（ 〃 ）	5

【特定調達公告】

第5期島根県総合防災情報システム調達に係る随意契約の相手方等	（消防総務課）	5
島根県立こころの医療センター維持管理・運営事業に係る総合評価一般競争入札の落札者等	（病院局）	6
アグスタ式A109E型ヘリコプター（JA02PC）耐空検査受検整備に係る一般競争入札の落札者等	（警察本部）	7

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		7
---------------------------------------------------------	--	---

【正 誤】

平成27年6月26日付け島根県報号外第122号中	（道路維持課）	8
平成29年5月8日付け島根県報第2,900号中	（ 〃 ）	8
平成29年9月5日付け島根県報号外第103号中	（ 〃 ）	9

告 示

島根県告示第623号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和5年9月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
出雲市神西沖町字蛇島2448番	畑	753
出雲市神西沖町字蛇島2429番1	畑	536

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
畑地として利用	令和5年10月1日	権利の始期から令和25年12月31日まで	38,680

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 島田 一嗣 松江市黒田町432番地1

4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等	所有者等の住所
出雲市神西沖町字蛇島2448番	原 喜代松	島根県出雲市湖陵町大字差海1695番地
出雲市神西沖町字蛇島2429番1	原 照視	島根県出雲市大社町鶴峠328番地

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局出雲支局に補償金を供託する。

島根県告示第624号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和5年9月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
浜田市吉地町イ93番	田	1,008
浜田市吉地町イ94番	田	1,031

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
水田として利用	令和5年10月1日	権利の始期から令和10年3月31日まで	14,680

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 島田 一嗣 松江市黒田町432番地1

4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等	所有者等の住所
浜田市吉地町イ93番	大谷 俊二	北海道網走市南壱式条西三丁目19番地2

浜田市吉地町イ94番

大谷 俊二

北海道網走市南壱貳条西三丁目19番地2

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局浜田支局に補償金を供託する。

島根県告示第625号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年9月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 区域の名称 久白D

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から14号までを順次に結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
安来市久白町六反田679番続1	1号及び14号
” 679番	2号から6号まで及び10号から12号まで
” 25番	7号
” 15番	8号及び9号
” 12番	13号

島根県告示第626号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年9月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 区域の名称 津田平（追加）

2 土地の表示

平成6年島根県告示第604号（津田平区域に限る。以下「告示」という。）で指定した標柱17号と次に掲げる地番の土地に存する標柱18号を結んだ線、標柱18号から27号までを順次に結んだ線、標柱18号と27号を結んだ線、告示で指定した標柱16号と次に掲げる地番の土地に存する標柱19号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
安来市田頼町津田平611番1	18号から21号まで及び23号から26号まで
” 617番1	22号及び27号

島根県告示第627号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年9月15日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 区域の名称 中組（追加）
- 2 土地の表示

平成22年島根県告示第381号（中組区域に限る。以下「告示」という。）で指定した標柱2号と3号を結んだ線、告示で指定した標柱2号と次に掲げる地番の土地に存する標柱22号を結んだ線、告示で指定した標柱3号と次に掲げる地番の土地に存する標柱22号を結んだ線により囲まれた区域及び告示で指定した標柱18号から20号までを順次結んだ線、告示で指定した標柱18号と次に掲げる地番の土地に存する標柱23号を結んだ線、告示で指定した標柱20号と次に掲げる地番の土地に存する標柱23号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
邑智郡邑南町下田所724番1	22号
” 745番	23号

島根県告示第628号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年9月15日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画の種類
益田都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
益田市中島町
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について安来市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年9月15日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量、航空写真測量、写真図化作成）
- 2 作業期間
令和5年9月5日から令和6年3月22日まで
- 3 作業地域
安来市一円

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島

根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年9月15日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和5年9月1日から同年12月22日まで
- 3 作業地域
江津市後地町地内

令和5年5月19日付け島根県報第414号で公告した公共測量の実施について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、島根県知事から作業期間の変更に係る通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年9月15日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間
（変更前）令和5年5月22日から同年9月15日まで
（変更後）令和5年5月22日から令和6年1月10日まで
- 3 作業地域
飯石郡飯南町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年9月4日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年9月15日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間
令和5年1月25日から同年7月31日まで
- 3 作業地域
江津市

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島

根県規則第83号) 第9条の規定により公告する。

令和5年9月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

第5期島根県総合防災情報システム調達業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県防災部消防総務課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年8月22日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西 代表取締役社長 齋藤 佳宏 大阪府大阪市北区堂島三丁目1番21号

5 随意契約に係る契約金額

329,450,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

8 提案競技の実施について公告を行った日

令和5年4月25日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条及び島根県病院局財務規程(平成19年島根県病院局管理規程第9号)第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

令和5年9月15日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

1 事業名

島根県立こころの医療センター維持管理・運営事業

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県立こころの医療センター 島根県出雲市下古志町1574-4

3 落札者を決定した日

令和5年9月4日

4 落札者の氏名及び住所

グループ名 S P Cしまね医療

(1) 代表企業

株式会社中筋組 島根県出雲市姫原町262番地 代表取締役 中筋豊通

(2) 構成企業

今岡工業株式会社 島根県出雲市塩冶神前2丁目8番16号 代表取締役 今岡余一良

株式会社フクダ 島根県出雲市斐川町沖洲1080番地 代表取締役 福田弘道

(3) 協力企業

セコム山陰株式会社 島根県松江市北陵町34番地 代表取締役 浅中靖作
株式会社T S Kネクスト 島根県松江市学園南二丁目10番14号 代表取締役 清田睦人
有限会社谷本ハイヤー 島根県出雲市矢野町123-1 取締役 谷本芙美子
株式会社M I C O T O 島根県出雲市大社町北荒木1339番地 代表取締役 足立貴弘

5 落札金額

4,912,740,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和5年4月18日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年9月15日

島根県警察本部長 中 井 淳 一

1 件名及び数量

アグスタ式A109E型ヘリコプター（J A02P C）耐空検査受検整備 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

令和5年8月10日

4 落札者の氏名及び住所

中日本航空株式会社 広島支店 支店長 林 裕万 広島県広島市西区観音新町4丁目10番2号

5 落札金額

39,545,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和5年7月4日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和5年9月15日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 10,979
- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 158,157
- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

松江選挙区	54,840
浜田選挙区	14,254
出雲選挙区	46,974
益田選挙区	12,421
大田選挙区	9,271
安来選挙区	10,303
江津選挙区	6,231
雲南・飯石選挙区	11,451
仁多選挙区	3,345
邑智選挙区	4,911
鹿足選挙区	3,590
隠岐選挙区	5,392
- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 158,157

正 誤

平成27年6月26日付け島根県報号外第122号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示 第485号の 表中	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 江津市江津町1212番6 地先から同町1517番1 地先まで </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 江津市江津町1216番5 地先から同町913番1 地先まで </div>

平成29年5月8日付け島根県報第2,900号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示 第260号中 の表中	江津市江津町1149番1 地先から同町1280番地 先まで	江津市江津町1261番6 地先から同町1520番85 地先まで
3	島根県告示 第261号中 の表中	江津市江津町1212番6地先から同町 1517番1地先まで	江津市江津町1216番5地先から同町 913番1地先まで

平成29年9月5日付け島根県報号外第103号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
4	島根県告示 第499号中 の表中	江津市江津町1149番1地先から同町 1280番地先まで	江津市江津町1261番6地先から同町 1520番85地先まで